

件数は、2021年度末で延べ1,000件を超えており、終活に対する市民のニーズは高いものと認識しています。また登録まで至らなくても、相談することにより安心したとおっしゃる方も多くおられます。

⑤大和市終活支援条例

本条例は2021年7月から施行しています。理念条例ですが制定した理由は、大和市として終活支援事業を正面から取り組み、今後も続けていくという強い意志を示すことで心豊かな市民生活の実現を目指すものです。

条例では、市の責務として「終活支援に関する施策を総合的に実施」、事業者の役割として「市民への終活支援と市の施策への協力に努める」、市民の役割として「自身の希望により終活に取り組むよう努める」と定めています。

条例化したことにより市民の関心も高まり、相談件数も増えています。

⑥今後の課題について

市では、市民の終活や事業における理解度を深めるためには、今後講習会など現場で直接事業内容等を話す機会を増やしていく必要があると考えています。

(3) エンディング（終活）支援事業

(東京都武蔵野市)

最後に「エンディング相談支援」「エンディングノートの配布と出前講座」を行っている武蔵野市の事例をご紹介します。

◆「エンディング相談支援」

①取組の経緯

武蔵野市では高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画から、団塊の世代が75歳になる2025年に向けて、市が目指す高齢者の姿とまちづくりとして、「いつまでもいきいきと健康に、一人暮らしでも、認知症になっても、中・重度の要介護状態になっても、誰もが住み慣れた地域で生活を継続できる」ことを基本方針としています。市民の約4.5人に1人が65歳以上の高齢者であり、一人暮らしの方も多くいらっしゃいます。調査の中でも「今は元気でも、病気にな

った時に不安。人生の締めくくりや没後のことについて不安がある」と回答する方が多くいらっしゃいました。当市では自分で意思決定できるうちに、自らについて考える機会を持ち、介護や医療、人生の最期の過ごし方について考え、最期までその人らしい人生を送ることができるよう、2019年4月からエンディング相談支援事業を始めました。

②事業の概要及び意義

最期の時にどんな手続きが必要か、終活といっても何をしたらよいのか、葬儀や家財整理はどうしたらいいのか等、エンディングに関する相談に応じ、ご本人が希望することがあれば、その実現のために必要な手続きや相談先、制度などをご案内します。介護保険や市のサービスなどのエンディングに関すること以外についても、相談を受け付けています。

ご相談内容によっては、より具体的な支援を行うことが出来る「公益財団法人武蔵野市福祉公社」を必要に応じてご案内します。最近では直接武蔵野市福祉公社へ相談に行く方も増えています。

市が終活支援を行う意義としては、エンディング相談であっても、一人暮らしの不安や体調を崩した時の不安などをご相談される方も多くいらっしゃいます。そのような方には介護保険制度の説明や市の福祉サービスをご案内することで、不安を解消できます。また、必要があればその場で申請を受け付けることで直接サービスへとつなげることができるため、この点は市が終活支援を行う大きな利点と考えています。

逆に、「契約するならどこの葬儀社が良いか」等の悩みについては、特定の業者を紹介することができないため、相談者にとって不便な面もあります。

③終活支援の窓口を開設した理由

エンディング（終活）といっても、実際に何をしたら良いのか分からないという方もいらっしゃいます。そのような方が気軽に相談できるように市役所に窓口を開設しました。

④利用実績及び取組効果

2021年度の高齢者支援課への延べ相談人数は38人で、その内武蔵野市福祉公社への案内は6人でした。武蔵野市福祉公社への延べ相談人数は31人でした。市民からは、相談できて安心したという声をよく聞きます。

⑤今後の課題について

新型コロナウイルス感染症の影響等もあり、2021年度は相談人数が伸び悩んでいるため、広報活動に工夫が必要であると考えています。

◆「エンディングノートの配布と出前講座」

①取組の経緯

「エンディング相談支援」と同様、自分で意思決定できるうちに、自らについて考える機会を持ち、介護や医療、人生の最期の過ごし方について考え、最期までその人らしい人生を送ることができるよう、2019年7月からエンディングノートの配布と出前講座を始めました。

②事業の概要及び意義

市内在住の概ね65歳以上の高齢者の方に、エンディングノートを配布しています。「終活」に興味・関心を持っていただき、実際に始めるきっかけにさせていただくために出前講座を行っています。出前講座では、市で行っているエンディング（終活）支援事業に関すること、エンディングノートの記入ポイントについて説明しています。

また、エンディングノートを書き進める上で、不安な点が出てきた際に、市の福祉サービスをご案内することにより、不安を解消することが出来ることは、市役所の強みです。

③利用実績及び取組効果

2021年度までの利用実績は、出前講座実施回数が53回、延べ受講者数が1,046人でした。ノートの配布数は6,320冊です。

エンディングノートを配布することで、今まで終活に興味なかった方にも興味を持っていただく機会を作れました。

④エンディングノート作成上の工夫

2019年度及び2020年度は民間事業者と協定を結んで、フォーマットが決まったノートを配布

していましたが、2021年度から市独自のノートを作成して配布しています。市販のノートに比べて、記載項目を必要最小限としており、初めての方でも「書いてみよう」と思えるデザインになるよう工夫しました。

⑤今後の課題について

2021年度の緊急事態宣言期間中は、出前講座を中止していたため、受講者が限られていました。2022年度は広報に力を入れ、受講者を増やすことを目指しています。

3. おわりに

本稿では、終活支援事業の窓口を設けて既に取り組んでいる3つの自治体の取組状況をご紹介します。

横須賀市では、昔であれば法事など人の死を悼むという文化がありましたが、現在はそれが失われつつあるため何とか残したい、という思いを大切にして終活支援事業に取り組んでいます。大和市では終活支援条例を制定して、今後も継続して取り組んでいくという姿勢を示しました。武蔵野市ではエンディングノートの無料配布を行うとともに、独自のデザインで作成し、必要最低限の項目に絞るなど工夫しています。

3つの市の取組状況を確認していると、どんな経済状況であっても、ご自身の死の前後に対し、不安を抱いている市民が多数いることが分かります。大和市の担当の方が「終活支援事業は法律で決められているわけではないため、やらなければならないという事業ではありません。しかしニーズは必ずあります。」と言っていました。横須賀市や武蔵野市の担当の方からも、同じような趣旨のお話を聞くことが出来ました。

本稿が、終活支援事業に取り組むことを少しでも考えている自治体にとって、参考となれば幸いです。

<参考文献>

・内閣府（2021）『令和3年版高齢社会白書』